

地方独立行政法人評価委員会について

H17.3.28 私学文書課

地方独立行政法人評価委員会

設立団体に置かれ、地方独立行政法人の業務の実績に関する評価等を行う、執行機関の附属機関（地自法 § 138の4）。

国の独立行政法人制度と同様に、地方独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするもの。

【地方独立行政法人法】

（地方独立行政法人評価委員会）

第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

（2）その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

所掌事務

別紙のとおり

スケジュール(案)

平成17年

6月 県議会定例会に「評価委員会条例」提案

7月 評価委員会設置・第1回委員会開催

（内容）熊本県立大学概要及び法人制度の説明
業務方法書案説明

8月 中期目標・中期計画基本原案決定（第5回改革推進委員会）

10月 第2回委員会開催

（内容）中期目標・中期計画基本原案検討
業務方法書案検討

12月 中期目標・中期計画原案決定（第6回改革推進委員会）

平成18年

1月 第3回委員会開催

（内容）中期目標・中期計画原案説明・検討
意見集約

5月 第4回委員会開催

（内容）中期目標作成に関する意見
中期計画認可に関する意見
業務方法書認可に関する意見

6月 県議会定例会に中期目標提案・議決 法人への指示

地方独立行政法人評価委員会所掌事務

業務方法書に対して設立団体の長が認可する際の意見（ § 22 ）
設立団体の長による中期目標の作成・変更の際の意見（ § 25 ）
中期計画の作成・変更に対して設立団体の長が認可する際の意見（ § 26 ）
各事業年度における業務の実績についての評価、評価結果の法人及び設立団体の長に対する通知、改善勧告、評価結果の通知・勧告の公表（ § 28 ）
中期目標期間における業務の実績についての評価（ § 30 ）、評価結果の法人及び設立団体の長に対する通知、改善勧告、通知・勧告の公表（ § 30 § 28準用 ）
中期目標期間の終了時に設立団体の長が所要の措置を講ずる際の意見（ § 31 ）
設立団体の長による財務諸表の承認の際の意見（ § 34 ）
中期計画で定める剰余金の使途に残余利益を充当するに当たって設立団体の長が承認する際の意見（ § 40 ）
一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当するに当たって設立団体の長が承認する際の意見（ § 40 ）
限度額を超えて短期借入をするに当たっての設立団体の長が認可する際の意見（ § 41 ）
短期借入の借換に当たって設立団体の長が認可する際の意見（ § 41 ）
重要な財産の処分をするに当たって設立団体の長が認可する際の意見（ § 44 ）
一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する設立団体の長に対する意見の申出（ § 56 § 49 ）